

<報道発表資料>

令和7年8月1日

京都市文化市民局共生社会推進室

人権啓発パネル展「ハラスメントと向き合おう」の開催について

京都市では、まちや市民の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化の息づくまち・京都を実現するために、様々な取組を行っています。

この度、8月の人権強調月間に合わせて、下記のとおり、人権啓発パネル展を開催しますので、お知らせします。

【背景と目的】

パワハラ、カスハラ、セクハラなど職場等でのハラスメントが社会問題となっています。「労働施策総合推進法」において、令和4年4月からパワーハラスメント防止措置が全ての事業主に義務化されました。職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになるのはもちろん、個人の尊厳や人格を不当に傷つけるなど、人権に関わる許されない行為です。

被害者だけでなく、周囲や企業にも悪影響を及ぼすハラスメント問題に向き合い、理解と関心を深めましょう。

- 期間 令和7年8月14日(木)～18日(月)
- 場所 ゼスト御池 御幸町広場（地下鉄東西線「京都市役所前」駅下車）
- 入場料 無料

<その他>

最新号の人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を含む啓発冊子なども配架しています。

<お問合せ先>

京都市文化市民局共生社会推進室

電話：075-222-3096